

宇都宮市立小中学校空調設備貸借業務

公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月

宇都宮市

— 目 次 —

1	募集要項の定義	4
2	本事業の目的	4
3	本公募の趣旨	4
4	本事業の概要	4
	(1) 本プロポーザルの実施者	4
	(2) 本プロポーザルの事務局	4
	(3) 事業対象	4
	(4) 業務概要	5
	(5) 事業期間等	5
	(6) 上限提案価格	5
5	参加資格等	5
	(1) 参加資格	5
	(2) 参加申請関係書類の提出	6
6	質問及び回答	6
7	提案関係書類	6
	(1) 提案書類「提案関係書類」	6
	(2) 提出期限	7
	(3) 提出場所	7
	(4) 提出方法	7
	(5) 提案関係書類の規格	8
	(6) 提出方法	8
	(7) 疑義の照会	8
	(8) 提案のための費用負担	8
	(9) 提案辞退	8
	(10) その他	8
8	提案書作成要領	9
9	見積作成要領	9
10	提案内容の評価項目	10
	(1) 参加表明の提出	9
	(2) 参加資格の審査結果	9
11	審査方法及び審査結果	9
	(1) 提案のプレゼンテーション	9
	(2) 提案者の失格事項	11
	(3) 審査結果の発表	12

1 2	契約	12
1 3	現地見学会	13
(1)	対象校	13
(2)	実施概要	13
(3)	現地見学会の申し込み	13
(4)	留意事項	13
1 4	公告から契約までのスケジュール	14

1 募集要項の定義

宇都宮市立小中学校空調設備賃貸借業務公募型プロポーザル募集要項は、宇都宮市が当該事業に係る設計業務、施工業務及び維持管理業務等を一括して実施する受注者を、公募型プロポーザル方式により選定するための参加要件、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 本事業の目的

校舎等に設置した空調機器は、諸室ごとに導入時期や手法が異なるとともに、機器の大半が法定耐用年数を超過していることから、これらの更新のほか、未設置の諸室（小学校特別教室）への新たな整備を一体的に行うことにより、快適な教育環境を確保するもの

3 本公募の趣旨

本事業の実施にあたっては、参加者の持つノウハウの活用により、費用対効果を高めることで、ランニングコストを含む本市の財政負担を軽減し、令和6年度から令和8年度までに対象の空調設備を更新・新設するとともに、令和8年度から令和21年度までの維持管理を行うための技術提案等を募集する。参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とする。

4 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

宇都宮市長 佐藤 栄一

(2) 事務局

部署名：教育委員会事務局 学校管理課

住所：320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

電話：028-632-2713（電子メールは応募者に別途通知）

(3) 事業対象

ア 事業対象施設

【新規・更新】小学校 68校 中学校 25校

【維持・管理】小学校 69校 中学校 25校

イ 事業対象予定箇所

【設計施工】 小学校 2,060室（新設 195室，更新 1,865室）
中学校 779室

【維持管理】 小学校 2,311室 中学校 1,016室

※ 詳細は貸与資料を参照。なお、対象室数は機器の故障による先行単独更新や更新・新規整備対象変更により、増減が予想される。

- (4) 業務概要
- ア 設計業務
全ての整備対象施設における空調設備更新に係る実施設計業務
 - イ 施工業務
全ての整備対象施設における空調設備更新に係る施工業務
 - ウ 工事監理業務
全ての整備対象施設における空調設備更新に係る工事監理業務
 - エ 統括管理業務
設計業務、施工業務及び工事監理業務を統括し、事業の円滑な進行管理を行うとともに、各業務の検収、検査に係る書類作成や立ち合い、定例会議等の運営、設計変更や工程調整に係る諸手続き等の業務
 - オ 維持管理業務
本市の要求事項、事業者提案に従い、空調設備の設置時における機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するための維持管理業務
- (5) 事業期間等
- ア 契約期間
 - 契約 令和6年7月23日（予定）
 - 設計・施工期間 契約日～令和9年1月31日
 - ※ 設計完了箇所から順次施工可。
 - 維持管理期間 令和9年2月1日～令和22年1月31日
 - 事業終了期限 令和22年1月31日
- (6) 提案上限額
- 10,292,343,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- ※ 設計・施工及び13年間の維持管理期間を含む金額

5 参加資格等

- (1) 参加資格
- 本件プロポーザルに参加するものは、公告日から契約候補者決定の日までの間において以下の条件をすべて満たすものとする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 宇都宮市の令和3～6年度入札参加有資格者名簿（その他）の「リース」に登録されている者。登録がない者は契約までに手続きをすること。
 - ウ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止又は入札参加保留中ではないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申

し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

オ 校舎等の教育施設における空調設備の設置実績を有すること。

(2) 参加申請関係書類の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり「参加申請関係書類」を提出しなければならない。

ア 提出書類「参加申請関係書類」

- ・ 参加申請書（様式第 1 号）
- ・ 同種業務の履行実績調書（様式第 2 号）
- ・ 秘密保持誓約書（様式第 3 号）
- ・ 会社概要（様式自由）

イ 提出期限 令和 6 年 4 月 15 日（月）午後 5 時 15 分まで

ウ 提出場所 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

宇都宮市役所 13 階 教育委員会事務局 学校管理課 施設維持グループ

エ 提出部数 1 部

オ 提出方法 上記提出場所に持参または書留郵便により提出すること（書留郵便の場合は期限内必着）。

なお、提出時間は各日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

（宇都宮市の閉庁日を除く。）

(3) 資料の提供

「参加申請関係書類」を提出した者には、提案書作成のための以下の書類を貸与する。

ア 資料

- ・ 市立小中学校全 94 校 配置図，平面図，立面図，断面図
 - ・ 単線結線図，電気設備配電線路図，分電盤図
 - ・ ガス配管ルート
 - ・ 電気設備及びガス設備一覧
 - ・ 宇都宮市配電盤・制御盤・分電盤電気設備仕様書
- ※ 提示する図面等には、現況と差異がある場合がある。

イ 資料の取り扱いについて

資料（複写したものも含む）は、提案書の提出時に合わせて、持参又は書留郵便により「(2) 参加申請関係書類」の「③提出場所」に返却すること。また、事前に辞退届を提出する際は、辞退届と合わせて返却すること。

6 質問及び回答

質問については、質問書（様式第4号）を使用のうえ提出すること。

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和6年4月30日（火）午後5時15分まで

イ 提出場所 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市役所13階 教育委員会事務局 学校管理課 施設維持グループ
FAX：028（639）7159

E-mail：u4609@city.utsunomiya.tochigi.jp

ウ 提出方法 FAXまたは電子メールにより提出すること。

(2) 質問書の回答

質問書に対する回答は、すべての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に対して、令和6年5月13日（月）午後5時15分までに電子メールにより回答する。ただし、参加者の競争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した場合は、質問者のみに回答を行う。

なお、質問に対する回答は、本要領及び要求水準書に対する追加又は修正とみなす。

7 提案関係書類

(1) 提出書類「提案関係書類」

ア 提案書

イ 見積書（任意様式）※様式第5号を参考に内訳を記載すること。

(2) 提出期限

令和6年6月24日（月）午後5時15分まで

(3) 提出場所

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所13階 教育委員会事務局 学校管理課 施設維持グループ

(4) 提出方法

ア 提案は1案とし、「提案関係書類」の提出は、持参または書留郵便に限り認めるものとする。これ以外の方法による提出は認めない。なお、書留郵便の場合は期限内必着とする。

イ 要求した内容以外の書類及び図面等は、受理しない場合がある他、提案関係書類の内容に不明点等がある場合は、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

ウ 提出時間は、各日午前8時30分から午後5時15分までとする。（宇都宮市の閉庁日を除く。）

(5) 提案関係書類の規格

提案関係書類は、「8 提案書作成要領」「9 見積書作成要領」に従い作成すること。

(6) 提案関係書類の形態及び部数

提案関係書類は、提案書、見積書の順に製本し、以下のとおり提出すること。

ア 提案関係書類一式（紙媒体）正本1部（※1）、副本11部（※2）

※1 正本については、提案者名を記載及び見積書への押印を行うこと。

※2 副本については、提案者名を記載しないこと。

イ 提案関係書類一式の電子データ（CD-R又はUSB等）・・・1部
電子データについては、Microsoft office Word または PowerPoint で作成したデータを提出すること。

(7) 疑義の照会

提案関係書類の内容については、後日、宇都宮市から疑義照会等を行うことがある。

(8) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

(9) 提案辞退

提案の辞退を希望する場合は、令和6年6月24日（月）午後5時15分までに、辞退届を書面により提出すること。なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

(10) その他

ア 「提案関係書類」の取扱い

- ・ 提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更について一切認めない。ただし、宇都宮市が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めるときはこの限りではない。
- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・ 提出された提案関係書類は複製する場合がある。

イ 提案関係書類の公開

- ・ 提案関係書類は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となることから、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、公開されることにより不利益を被るおそれのある技術情報その他の企業秘密が含まれないよう注意すること。

ウ 提案関係書類の表現方法

- ・ 提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易く、解り易いものとする。

8 提案書作成要領

提案書は、以下に示す構成に従い作成すること。

表紙，目次，本編で構成すること。

ア 表紙

表紙には，題名を「宇都宮市立小学校体育館空調設備貸借業務に係る提案書」と記述し，提出日，提案者名を記載すること。

イ 目次

目次を作成のうえ，参照先の頁番号を記載すること。

ウ 本編

本編の構成については，「10 提案内容の評価項目」に沿って作成すること。

エ 日本語を用いて作成すること。

オ 使用する文字の大きさは，11ポイント以上とする。

カ 提案書については，A3判ヨコ型左綴じとすること。

※ 提案書については，折り込みを行わず綴じることとする。

キ 記載については，横書きとすること。

ク ページ数は，20頁以内とする。ただし，表紙，目次及び図面は，枚数には含まないものとする。

ケ カラー刷り，写真，絵，表等の挿入は可能とする。

ク 内容については頁番号を付すること。

ケ 印刷は，全て片面とすること。

コ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

9 見積書作成要領

見積りについては，見積書を使用して作成すること。また，見積の内訳を計算根拠に明記し，イニシャルコストとランニングコストを分けて提示すること。

10 提案内容の評価項目

提案内容については、以下の評価項目から総合的な評価を行う。

評価項目		配点	
体制・実績	<p>① 事業者の資格・実績や事業を実施するための組織体制が十分な体制となっているか。また、同種の業務実績及び遂行能力が十分であるか。</p> <p>② 担当者の資格・実績や担当者の業務量が適切かどうか。</p>	5	5
実施方針	提案内容が、業務目的を理解した内容となっているか。	5	10
	本市が求めている内容と、提案内容の業務履行方針に乖離がないか。	5	
企画提案内容	<p>空調設備</p> <p>① 建物の断熱性や省エネ性等に係る現況を勘案のうえ、費用対効果の高い空調設備を選定している提案であるか。</p> <p>② 空調設備や管理システムが環境カーボンニュートラルの実現に配慮した提案であるか。</p> <p>③ 児童・生徒及び教職員の安全、授業等に配慮した提案であるか。</p> <p>④ 機器の運転、維持管理に配慮した提案であるか。</p> <p>⑤ 学校及び近隣への影響（騒音、振動等）に配慮した提案であるか。</p>	30	
	<p>附帯設備</p> <p>① 空調設備の動力源について、ガス設備の整備状況や電気設備の変圧器容量を考慮して、適切に選定した提案であるか。また、水準を満たさない場合には、変圧器の増設やガス管の管径を変更するなどが計画された提案であるか。</p> <p>② 児童・生徒及び教職員の安全について、配慮した提案であるか。</p>	10	

		③ 配管・配線等の敷設については、学校活動への影響を考慮した提案であるか。		70
	設計，施工，工事 監理業務	① 要求水準書に基づいた設計業務について、具体的な提案であるか。 ② 施工方法，作業スケジュールについて、効率性や確実性を考慮した具体性がある提案であるか。 ③ 工事監理について、市及び学校への報告，調整方法について適切な提案であるか。	10	
	維持管理 業務	① 故障時，迅速に対応し，安定的に空調設備が使用可能な緊急体制を考慮した提案であるか。 ② 設備の保全計画について，適切な提案であるか。 ③ 空調設備の事業者から市への所有権譲渡の際，健全性を保った状態での引き渡しを考慮した提案であるか。 ④ 空調設備の事業者から市への所有権譲渡の際，今後の保全のために必要となる資料の作成等を考慮した提案であるか。 ⑤ CO2削減のための分析等，ランニングコスト削減への寄与を考慮した提案であるか。	20	
プレゼンテーション			5	5
見積価格			10	10
地域経済貢献度			5	5

1 1 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、提案者へ質疑等を行った上、最優先順位者及び次点の者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- ア 日時 令和6年7月3日(水) 予定(詳細は別途通知)
- イ 場所 宇都宮市が指定する場所(別途通知)
- ウ 出席者 本プロポーザルを担当する主たる技術者(事業を担わせる会社の者、設置する設備のメーカーの者等も含む)を含め、5名までの出席を可能とする。その際、事業者名、設計・施工・維持管理に携わる企業名が分かるものは、身につけないものとする。
- エ 説明時間 説明は30分以内、質疑応答は15分程度とする。
- オ 説明資料 提出した提案書又は提案書を要約した資料を用いて説明すること。要約した資料については、提案書の範囲を逸脱しないものであり、提案関係書類と併せて提出すること。
※ プレゼンテーションにおいて、説明資料の投影設備(プロジェクター及びスクリーン、パソコン)については、市で用意する。プレゼンテーションで使用する電子データをあらかじめ市へ提供すること。

(2) 提案者の失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 予算限度額を超えた見積書を提出した者
- イ 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- ウ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- エ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- オ 審査結果発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- カ その他「募集要領」の諸条件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ア 審査結果は、提案者に対して令和6年7月16日(火)以降に書面により通知する。
- イ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。その際は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(宇都宮市役所の閉庁日を含まない。)の各日午前8時30分から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面により申請するものとする。なお、回答は、後日、文書により行うものとする。
- 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

1 2 契約

- (1) 提出された提案関係書類及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約により契約を締結する予定である。
- (2) 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- (3) 契約保証金は免除とする。
- (4) 本件における賃貸借契約書の雛形は、契約候補者決定後、契約候補者へ提示するものとする。また、内容については、落札後、提案内容に基づき別途協議出来るものとする。
- (5) 宇都宮市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1 3 現地見学会

- (1) 対象校
市立小学校 6 校（予定）
- (2) 実施概要
 - ア 日 程 令和 6 年 4 月 22 日（月）～23 日（火） 予定
 - イ 見学内容
 - ・ 宇都宮市が指定した対象校 6 校を現地見学できるものとする。
 - ・ 宇都宮市が指定した日時のみ現地見学出来るものとする。
 - ・ 現地見学は参加事業者ごとに日程をずらして実施する。
 - ・ 校舎周りは自由に見学可、校舎内については、市職員が同行する。
 - ・ 見学については、1 校あたり 50 分程度行うものとする。
 - ・ 車で来校する場合は、市職員が指定する場所に駐車すること。
車は参加グループごとに 2 台までとする。
 - ウ 見学対象
空調設備を設置する校舎内、校舎周り、分電盤、受変電設備等を対象とする。
- (3) 現地見学会の申し込み
 - ア 現地見学会については、現地見学会参加申込書（様式第 6 号）により、電子メール（ファイル添付）又は F A X にて申し込みを行うこと。また、電話にて到達確認を行うこと。
 - イ 申し込みは、提案を行う事業者グループごとに代表者が行うこと。
 - ウ 申し込み期間は、令和 6 年 4 月 15 日（月）午後 5 時 15 分までとする。

- エ 参加者は、6名以内とすること。
- オ 現地見学会の詳細な日時等は、令和6年4月15日（水）午後5時15分までに電子メールにて連絡するものとする。

(4) 留意事項

- ア 学校教育活動等に支障の無いように留意すること。
- イ 資料、上履きなど、見学に必要なものは各自で用意すること。
- ウ カメラ等による撮影は可能とするが、児童が特定されないようにすること。また、本業務以外での使用はしないこと。

1.4 公告から契約までのスケジュール

	項 目	日 時
(1)	公告	令和6年4月8日(月)
(2)	参加申込・資格審査の提出期限	令和6年4月15日(月) 午後5時15分まで
(3)	現地視察会	
	受付期限	令和6年4月15日(月) 午後5時15分まで
	現地視察会実施	令和6年4月22日(月)から 令和6年4月23日(火)
(4)	質問書の受付期限	
	受付期間	令和6年4月30日(火) 午後5時15分まで
	質疑回答日	令和6年5月15日(水)
(5)	提案書類の提出期限	令和6年6月24日(月) 午後5時15分まで
(6)	提案に係るプレゼンテーション	令和6年7月3日(水)
(7)	審査結果及び優先交渉権者等の通知	令和6年7月16日(火)
(8)	契約予定時期	令和6年7月23日(火)